

## 令和6年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届のQ&A

業務従事者届様式と併せてご参照ください。

Q：歯科衛生士及び歯科技工士（以下「歯科衛生士等」とする。）の業務従事者届は必ず提出しなければならないのですか。

A：歯科衛生士法第6条第3項で「業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める2年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は30万円以下の罰金に処する（歯科衛生士法第20条）と、歯科技工士法第6条第3項で「業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める2年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は30万円以下の罰金に処する（歯科技工士法第32条）と明記されています。必ず本人が記載して提出してください。

Q：業務従事者届の対象者を教えてください。

A：対象者は、免許を取得し、歯科衛生士等の業務に従事している方です。歯科衛生士等の業務に従事していない方は届出の必要はありません。

また、12月31日現在、産前産後休暇、育児休業、介護休業等で休職している方、長期研修中でも雇用関係がある方は、対象者となります。

Q：免許を取得していますが、12月31日現在、職に就いていません。届出は必要ですか。

A：職に就いていない場合、届出の必要はありません。

Q：免許を取得していますが、現在は関係ない業務に就いています。届出は必要ですか。

A：免許を必要とする業務に就いていない場合、届出の必要はありません。

Q：籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。業務従事者届を新字体（例：滝沢）で記入してよいですか。

A：籍に登録されている氏名を旧字体（例：瀧澤）で正確に記入してください。

Q：住民票の住所と現住所が異なるのですが、どちらを書けばいいですか？

A：現住所を記入してください。住民票と違っていても構いません。

Q：免許証を紛失しました。登録番号や登録年月日の問合せ先を教えてください。

A：県庁や厚生労働省等では、歯科衛生士等の免許の登録番号、登録年月日の問合せには応じていません。免許証を紛失した場合は、免許証の再交付申請を行ってください。なお、歯科技工士及び歯科衛生士の免許等の手続きは、（一財）歯科医療振興財団（03-3262-3381）が申請先となります。

Q：免許証を紛失しました。登録番号等を空欄で提出してよろしいですか。

A：免許所持者は、求められたらいつでも免許証を提示できるようにしておきましょう。免許証を紛失した場合には、（一財）歯科医療振興財団（03-3262-3381）で免許証の再交付申請を行ってください。